

応急手当実施者に対する相談窓口の開設及び応急手当感謝カードの配布について

救急車が現場へ到着するまでの間、その場に居合わせた方が協力者となり、心肺蘇生法や応急手当を実施することはとても重要です。しかしながら、心肺蘇生法や応急手当を行うことは非日常的なことであり、時には大きなストレスを抱えてしまうことも考えられます。

そこで、令和3年11月1日（月）から応急手当実施者に対して、その勇気ある行動を讃え、感謝の意を示す「応急手当感謝カード」を配布します。

また、消防本部警防課内に相談窓口を開設し、応急手当を実施したことによる不安やストレス等のサポートに努めます。

応急手当感謝カード

表



裏



配布対象者

- ・救急現場において、心肺蘇生などの応急手当をしていただいた方
- ・救急隊等の要請に対し、救急活動の協力をしていただいた方
- ・救急隊長等が感謝したい方

※ 救急処置を優先しますので、余裕がなく渡せない場合もありますのでご了承ください。

※ 傷病者の容態、予後及び搬送先病院等の個人情報についてはお答えできません。

相談窓口及びお問い合わせ

隠岐広域連合消防本部 警防課救急係

住所：島根県隠岐郡隠岐の島町平 440 番地 1

TEL：08512-2-2300

FAX：08512-3-1191

Mail：kyukyu@okikouiki.jp